


# 都市計画素案に対する意見募集実施要項

作成日:令和6年(2024年)4月1日

案件の名称	北部大阪都市計画川合・山之口土地区画整理事業の変更について
意見募集の目的	都市計画等の変更に関する案を作成するにあたり、素案の段階で広く市民のみなさまの声を聴き、意見を反映させる(都市計画法第16条第1項)
実施部局名	みどりまちづくり部 まちづくり政策室
(問い合わせ先)	みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (電話:072-724-6810)
意見募集の対象となる資料	(1) 北部大阪都市計画川合・山之口土地区画整理事業の変更素案
参考資料	(2) 川合・山之口地区における都市計画の変更について
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ ( <a href="https://www.city.minoh.lg.jp/machi/kawai-yamanoguchi.html">https://www.city.minoh.lg.jp/machi/kawai-yamanoguchi.html</a> ) (2) みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (箕面市役所 別館4階 49番窓口) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 総合保健福祉センター (6) 西南生涯学習センター (7) 中央・船場・東図書館 (8) みのお市民活動センター ※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(5)～(8)は、施設の開館日、開館時間
意見等の提出期間	令和6年(2024年)4月1日から4月15日まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送付 (4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付  ※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)

意見等を提出できるかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本市にお住まいのかた</li> <li>(2) 本市に事務所又は事業所がある事業者</li> <li>(3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた</li> <li>(4) 本市にある学校に在学しているかた</li> <li>(5) 本市に対して納税義務を有しているかた</li> <li>(6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体</li> <li>(7) 箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた</li> </ul>
意見等を提出する際の必要記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 意見を提出しようとする素案の名称</li> <li>(2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局所在地)</li> <li>(3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</li> </ul>
提出された意見等の取り扱い方法	<p>お寄せいただいたご意見を参考とし、住所・氏名などの個人情報を除き、素案への反映を検討します。なお、意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。また、個人情報については他の目的で利用することはありません。</p>
備考	

## 都市計画素案に対する意見書（都市計画法第 16 条第 1 項）

件名(素案の名称)		北部大阪都市計画川合・山之口土地区画整理事業の変更について
提出者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	区分 (あてはまる 番号に○を つけてくださ い。)	(1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7)箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた
意見など		